

市制施行60周年！

ふじいでらの近現代を語る

1 プロローグ

私たちのまち、藤井寺市は、昭和41(1966)年11月1日に市制が施行されました。今年、令和8(2026)年は、60周年にあたります。

太古からの人々の生活が絶え間なく営まれていたこの地域は、今から60年前、豊かな歴史的環境を背景として、藤井寺市として新たな一步を踏み出すこととなったのです。

今回のシリーズでは、藤井寺市域の近現代をテーマとし、現在につながる歴史について考えます。

第1回は、近世(江戸時代)から近代(明治時代)へとつり変わる時期の藤井寺市域の様子を見ていきたいと思います。

近世の藤井寺市域は、河内国の志紀



▲明治時代の藤井寺市域周辺の地形図(「藤井寺市史第十巻資料編八上」所収)



▲堺県の範囲図(堺市博物館提供)

郡、丹北郡、丹南郡にまたがり、14の村がありました。志紀郡では、沢田村・古室村・林村・道明寺村・小山村・大井村・国府村・北条村・船橋村がありました。また丹北郡では、小山村・津堂村、丹南郡では、岡村・藤井寺村・野中村がありました。これらは、一部は江戸幕府の直轄領となり、ほかは旗本領や大小の大名領となっていました。

慶応3(1867)年、江戸幕府の最後の将軍、徳川慶喜は政権を朝廷に返上します(大政奉還)。近代が始まり、年号は明治となります。近世から近代への移行期に行われた一連の近代化改革は、明治維新と呼ばれています。

明治維新で新たに成立した政府は、直轄地とした旧幕府領・旗本領に「県」

を設置しました。明治2(1869)年、新たに設置された河内県に、道明寺村・北条村・船橋村・古室村・藤井寺村・野中村が所属することになります。同年、版籍奉還が行われました。版籍奉還とは、全国の藩が所有していた土地(版)と人民(籍)を朝廷に返還した地方制度

改革のことです。この改革で、藩主は政府の「官吏」である知藩事に任命されます。このころ、大井村・国府村・林村は伯太藩領、沢田村は沼田藩領、志紀小山村・丹北小山村・津堂村は宇都宮藩領所となっていました。しばらくして河内県は廃止され、堺県に併合されます。

明治3(1870)年、宇都宮藩領所であった志紀小山村・丹北小山村・津堂

村が堺県の管轄となります。明治4(1871)年には廃藩置県が行われました。これにより、藩の支配下にあった大井村・国府村・林村が伯太県の管轄、沢田村が沼田県ついで宇都宮県の管轄となりました。同年、これら4つの村はすべて堺県の管轄となります。ここに、藤井寺市域の14の村々はすべて堺県の管轄となりました。

ちなみに、堺県は、明治元(1868)年に、和泉国の旧幕府領・旗本領を管轄するために、大阪府を分割して設置されました。のちに河内国、大和国(現・奈良県)の全域をも管轄するようになりますが、明治14(1881)年に大阪府へ編入されて廃止されました。

(文化財保護課 新開 義夫)